

施策マネジメントシート（令和 4 年度目標達成度評価）

第2次 総合計画 体系	政策 No.	6	政策名	子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち
	施策 No.	1	施策名	子育て支援の充実
施策主管課	社会福祉課		施策関係課名	教育総務課・保育幼稚園課・健康増進課・学校教育課

1 施策の目的（①対象③意図）と指標（②対象指標④成果指標）等の推移

①対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		③意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)						
市民		<ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てができる 安心して子どもを産むことができる 						
④成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	数値区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	成果指標の達成状況及び要因
1	安心して子育てができるま ちと思う市民の割合	%	目標値 実績値 達成率	84.4 81.6 96.7%	84.6	84.8	85.0	1) 概ね達成。目標値は概ね達成できているが、実績値において対前年比4%減となっている。年齢別で見ると、45～49歳が89.1%と最も高くなっているのに対し、30～34歳が64.7%と非常に低くなっている。安心して子育てができない理由としては「経済的な負担が大きい」40.8%、「親子が安心して集まれる場所が少ない」が20.8%と多くなっている。このことからコロナ禍・物価高騰の影響もあり経済的な負担が増えていることが予想される。 2) 概ね達成。目標値は概ね達成できているが、実績値において対前年比1.5%減となっており、第2次総合計画の計画期間中では、最も低い数値となっている。安心して子どもを産むことができない理由としては「経済的な支援がないから」が31.1%と多くなっているが、コロナ禍での出産に対する不安や、物価高騰の影響も懸念され、子育てに対しての不安から子どもを産むことに対して躊躇している傾向も伺える。
2	安心して子どもを産むことが できるまちと思う市民の割合	%	目標値 実績値 達成率	82.0 79.8 97.3%	82.3	82.6	83.0	
3			目標値 実績値 達成率					
4			目標値 実績値 達成率					
5			目標値 実績値 達成率					

2 施策（基本事業）の振り返り

基本事業	(施策の目標達成に向けて、どのように取り組んだか。)
子育ての相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、要支援児童・要保護児童・特定妊婦等の把握及び支援を行うため関係機関・関係部署との円滑な連携や支援・見守り体制の充実に取り組んだ。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で子育て世帯を支援する取り組みとして、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯・その他世帯）」や、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給し、経済的な支援を行った。
子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 私立保育園の改築や防音壁の整備に対して補助を行い、安全かつ安心な保育環境の確保に努めた。また、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品や備品の整備、物価高騰対策として私立保育所等に高騰分の給食食材費の補助を行った。 私立保育園の保育支援者配置に対して補助を行うとともに、私立3園・公立4園に保育業務支援システムの構築及び導入を行い、保育士の負担軽減による保育体制の強化を図った。
妊娠・出産期から子育て期にわたる支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産期から子育て期にわたるまで「子育て世代包括支援センター」を拠点として、関係機関と連携を行い切れ目のない総合的な支援を行った。 「出産・子育て応援交付金事業」として、妊娠期から出産・子育てまで様々なニーズに則し必要な支援につなぐため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施した。（伴走型支援…妊婦に対し妊娠届出時、産婦に対し出生届出以降に面談を実施し必要な支援につなげる。経済的支援…面談を実施した上で、出産応援給付金と子育て応援給付金を支給。）

3 施策の課題（基本計画で掲げた施策の「現況と課題」、成果指標の達成状況を踏まえて、次年度以降に向けた施策の課題）

<ul style="list-style-type: none"> 「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、地方公共団体の責務として、「こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。また、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする。」とされているため、令和5年中に策定される「こども大綱」を勘案して、小城市のこども計画を策定し、こども施策を実施して行く必要がある。 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年6月8日成立。令和6年4月1日施行）第10条の2には「市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。」とされており、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの見直しを検討していく必要がある。 保育園等については、共働き世帯の増加等による保育ニーズの高まりや保育士不足等の理由により、年度の途中から待機児童が発生している。また、放課後児童クラブについては、1つの小学校で児童数の増加に伴い児童クラブ入級希望者が増加し、年間を通じて待機児童が発生している。働きながら子育てをしている家庭の負担軽減を図るため早期に待機児童の解消に対応していく必要がある。

4 今後の取り組み（課題解決に向けた今後の取り組みの方向性・内容等）

<ul style="list-style-type: none"> 国のこども大綱、佐賀県のこども計画を勘案し、令和6年度に最終年度を迎える第2期小城市子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして、小城市のこども計画を策定し、こども施策を実施していく。 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの見直しを行い、こども家庭センターの設置等、子育て支援体制のあり方を検討していく。 保育園等については、保育ニーズへの対応や待機児童の解消を図るため、保育士の確保対策と保育所等の整備を行っていく。 放課後児童クラブの待機児童について、新しいクラブの増設及び定員に空きのあるクラブへの入級等による、待機児童解消の検討を行っていく。また、児童クラブ利用者負担金について、人件費、電気代、その他の物価高騰及び消費税の増税に伴い運営費が増加している中、令和6年度より7年度にかけて段階的に負担金の増額を行っていく。
--